傷害特約Ｄ条項　目次

この特約の概要

第１条　特約の型
第２条　災害保険金および障害給付金の支払
第３条　災害保険金の支払に関する補則
第４条　障害給付金の支払に関する補則
第５条　災害保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所
第６条　特約の保険料払込の免除
第７条　特約の締結および責任開始期
第８条　特約の保険期間および保険料払込期間
第９条　特約の保険料の払込
第10条　猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第11条　特約の失効
第12条　特約の復活
第13条　告知義務
第14条　告知義務違反による解除
第15条　特約を解除できない場合
第16条　重大事由による解除
第17条　特約の解約
第18条　特約の返還金
第19条　特約の消滅とみなす場合
第20条　債権者等により特約が解約される場合の取扱
第21条　災害保険金額の減額
第22条　特約の更新
第23条　特約の契約者配当金
第24条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱
第25条　管轄裁判所
第26条　契約内容の登録
第27条　主約款の規定の準用
第28条　この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則
第29条　５年ごと配当付定期保険または５年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則
第30条　５年ごと配当付生存給付金付定期保険または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則
第31条　５年ごと配当付逓増定期保険等に付加した場合の特則
第32条　５年ごと配当付養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第33条　５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第34条　保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
第35条　５年ごと配当付更新型終身移行保険または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則
第36条　５年ごと配当付更新型終身移行保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第37条　５年ごと配当付介護年金終身保障保険または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則
第38条　５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第39条　５年ごと配当付終身医療保険または５年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則
第40条　主契約に保険料払込免除特約（Ｈ25）が付加されている場合の特則
第41条　更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則（※）
第42条　契約日が平成22年３月１日以前の主契約に付加した場合の特則
第43条　契約日が平成24年10月１日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求

（※）契約日が平成22年３月２日以降のご契約の場合、適用されることのない条文であることから記載を省略しております。

傷害特約Ｄ条項

（平成25年12月18日改正）

（この特約の概要）

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
災害保険金	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が不慮の事故または所定の感染症によって死亡したときに支払います。
障害給付金	主契約の被保険者（第41条（更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の規定が適用される場合を除き、以下「被保険者」といいます。）が不慮の事故によって身体に所定の障害を受けたときに支払います。

第１条（特約の型）

この特約の型は、「本人型」とします。

第２条（災害保険金および障害給付金の支払）

この特約において支払う災害保険金および障害給付金はつぎのとおりです。

	災害保険金・障害給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても災害保険金・障害給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始期以後に発病した所定の感染症（別表３）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 災害保険金の受取人の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、身体障害の種目および給付割合表（表１）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当したとき	(1) 身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表（表１）の１から43の種目のいずれか１種目のみに該当する場合 災害保険金額に、身体障害の種目および給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額 (2) 身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表（表１）の１から43の種目のうち２種目以上に該当する場合 その該当する各種目ごと（身体の同一部位（表２）に生じた２種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ）に(1)の規定を適用して得られる金額の合計額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

表１　身体障害の種目および給付割合表

等級	身体障害の種目			給付割合
第1級	1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	⇒備考１	100％
	2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	⇒備考４	
	3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	⇒備考６	
	4	つぎのいずれかに該当するもの (1) 両上肢を手関節以上で失ったもの (2) 両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) １上肢を手関節以上で失い、かつ、他の１上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考７	

等級	身体障害の種目			給付割合
	5	つぎのいずれかに該当するもの (1) 両下肢を足関節以上で失ったもの (2) 両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7	100%
	6	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの (2) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	7	1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	⇒備考7	
第2級	8	1上肢および1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7	70%
	9	つぎのいずれかに該当するもの (1) 10手指を失ったもの (2) 10手指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8	
	10	1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの	―	
	11	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	⇒備考2	
第3級	12	1眼の視力を全く永久に失ったもの	⇒備考1	50%
	13	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1上肢を手関節以上で失ったもの (2) 1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	14	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1下肢を足関節以上で失ったもの (2) 1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	15	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の5手指を失ったもの (2) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	⇒備考8	
	16	10足指を失ったもの	⇒備考9	
	17	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	⇒備考5	
第4級	18	両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの	⇒備考1	30%
	19	言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考4	
	20	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	⇒備考6	
	21	1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	22	1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	23	1下肢が永久に5cm以上短縮したもの	―	
	24	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったもの (2) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの	⇒備考8	
	25	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の5手指の用を全く永久に失ったもの (2) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8	
	26	10足指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考9	
	27	1足の5足指を失ったもの	⇒備考9	
第5級	28	1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	15%
	29	1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
	30	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の第1指（母指）または第2指（示指）を失ったもの (2) 1手の第1指（母指）または第2指（示指）を含んで2手指を失ったもの (3) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの	⇒備考8	
	31	1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8	
	32	1足の5足指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考9	
	33	両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考2	
	34	1耳の聴力を全く永久に失ったもの	⇒備考2	

等級		身体障害の種目		給付割合
	35	鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考３	15%
	36	脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	⇒備考５	
第６級	37	１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考７	10%
	38	１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考７	
	39	１下肢が永久に３cm以上短縮したもの	－	
	40	つぎのいずれかに該当するもの (1) １手の第１指（母指）または第２指（示指）の用を全く永久に失ったもの (2) １手の第１指（母指）または第２指（示指）を含んで２手指以上の用を全く永久に失ったもの (3) １手の第１指（母指）および第２指（示指）以外の２手指または３手指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考８	
	41	１手の第１指（母指）および第２指（示指）以外の１手指または２手指を失ったもの	⇒備考８	
	42	１足の第１指（母指）または他の４足指を失ったもの	⇒備考９	
	43	１足の第１指（母指）を含んで３足指以上の用を全く永久に失ったもの	⇒備考９	

備考

１．眼の障害（視力障害）

(1) 視力は、万国式試視力表により、１眼ずつ、矯正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

２．耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ・ｂ・ｃデシベルとしたとき、$\frac{1}{4}$（ａ＋２ｂ＋ｃ）の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の$\frac{1}{4}$（ａ＋２ｂ＋ｃ）の値が70デシベル以上（40cmをこえると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

３．鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の２分の１以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「鼻の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難または嗅覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

４．言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、つぎの(ｱ)から(ｴ)までのうち３つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合

(ｱ) いずれの口唇音についても発音ができない状態

(ｲ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態

(ｳ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態

(ｴ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態

口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん
喉頭音	は行音

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合

(2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込のない場合をいいます。

(4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

５．脊柱の障害

⑴「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。

⑵「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合

② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合

⑶「脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち２種以上の運動が生理的範囲の３分の２以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

６．中枢神経系・精神または胸腹部臓器の障害

⑴「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの１から８までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

⑵「終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、つぎの１から８までの項目のほとんどについて、それぞれつぎに定める行為が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

項目	行為
１．食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと
２．排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）
３．排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）
４．排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること
５．衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること
６．起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと
７．歩行	立った状態から歩くこと
８．入浴	一般家庭浴槽に出入りすること

７．上・下肢の障害

⑴「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合

② 上肢の３大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合

⑵「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合

② 下肢の３大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合

⑶「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合

② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合

⑷「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

８．手指の障害

⑴ 手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

① 手指の末節の２分の１以上を失った場合

② 手指の中手指節関節または近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合

９．足指の障害
(1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
① 第１指（母指）は末節の２分の１以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合
② 中足指節関節または近位指節間関節（第１指（母指）にあっては指節間関節）のいずれかについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合

表２　身体の同一部位

(1) １上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
(2) １下肢については、股関節以下すべて同一部位とします。
(3) 眼については、両眼を同一部位とします。
(4) 耳については、両耳を同一部位とします。
(5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
(6) 表１の第１級の４の障害に該当する場合には、両上肢を同一部位とします。
(7) 表１の第１級の５の障害に該当する場合には、両下肢を同一部位とします。
(8) 表１の第１級の６もしくは７または第２級の８の障害に該当する場合には、１上肢と１下肢を同一部位とします。
(9) 表１の第２級の９の障害に該当する場合には、10手指を同一部位とします。
(10) 表１の第２級の10の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢または１上肢と１下肢をそれぞれ同一部位とします。
(11) 表１の第３級の16または第４級の26の障害に該当する場合には、10足指を同一部位とします。

第３条（災害保険金の支払に関する補則）
１．災害保険金の受取人を主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
２．当会社は、第２条（災害保険金および障害給付金の支払）の規定によって災害保険金を支払う場合に、第２条に規定する障害給付金について、つぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を、その災害保険金から差し引きます。
(1) 災害保険金の支払原因となった不慮の事故（別表２）と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
(2) 災害保険金の支払原因となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
３．第２条の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に、災害保険金の支払原因となった不慮の事故（別表２）と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
４．災害保険金の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の災害保険金の受取人に支払います。
５．被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当会社は、災害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、災害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第４条（障害給付金の支払に関する補則）
１．保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第２条（災害保険金および障害給付金の支払）の障害給付金の支払に関する規定にかかわらず、障害給付金の受取人は保険契約者とします。
２．障害給付金の受取人を被保険者（第１項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
３．すでに身体障害の種目および給付割合表（表１）に該当する身体障害のあった身体の同一部位（表２）に新たな身体障害が生じたときは、つぎの第１号の給付割合から第２号の給付割合を差し引いて得られる割合を、その新たに生じた身体障害についての給付割合とし、第２条の障害給付金の支払額の規定を適用します。
(1) すでにあった身体障害（以下本項において「前障害」といいます。）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
(2) 第１号の前障害の状態に対応する給付割合（２種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合）
４．この特約の保険期間の満了日（更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本項において同じ。）に、身体障害の状態（表１の身体障害の種目および給付割合表に定めるいずれかの状態をいいます。）のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、かつ、その原因となった不慮の事故（別表２）の日からその日を含めて180日以内に回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日にその身体障害の状態に該当したものとみなして第２条の障害給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
５．被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって障害給付金の支払事由に該当した場合には、当会社は、障害給付金を支払いません。ただし、その原因によって障害給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

6．第２条および本条第１項から第５項までの規定にかかわらず、この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して100％をもって限度とします。

第５条（災害保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所）

1．災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

2．災害保険金または障害給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、災害保険金または障害給付金を請求してください。

3．本条の規定により災害保険金または障害給付金の請求を受けた場合、災害保険金および障害給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第６条（特約の保険料払込の免除）

1．主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2．第１項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

(2) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第７条（特約の締結および責任開始期）

1．この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。

2．この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第８条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、つぎの各号のとおりとします。ただし、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合または主契約の保険料払込期間が終身の場合には、第２号の規定は適用しません。

(1) この特約の保険期間を年満期で定めたとき

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

(2) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき

この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。

第９条（特約の保険料の払込）

1．この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

2．主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。

3．第１項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、災害保険金または障害給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、障害給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、障害給付金を支払いません。

4．主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

5．この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

6．第５項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

7．第５項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

8．主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料および半年一括払保険料について準用します。

9．主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の中途でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。

(1) この特約の消滅

(2) 災害保険金額の減額

(3) この特約の保険料払込の免除

10．第９項の規定は、主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の第１回保険料について準用します。

第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1．主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合

には、当会社は、災害保険金または障害給付金から未払込保険料を差し引きます。
2．障害給付金が第１項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、障害給付金を支払いません。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条（特約の復活）

1．主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2．当会社は、第１項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第13条（告知義務）

当会社が、この特約の締結または復活の際、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第14条（告知義務違反による解除）

1．保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2．当会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに災害保険金または障害給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3．第２項の規定にかかわらず、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人が証明したときは、災害保険金もしくは障害給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4．本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人に通知します。
5．本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第15条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第14条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第４号または第５号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第４号および第５号の規定は適用しません。

(1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
(2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて１か月を経過したとき
(3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて２年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて２年以内に、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
(4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
(5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第16条（重大事由による解除）

1．当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人がこの特約の災害保険金もしくは障害給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2) この特約の災害保険金または障害給付金の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4) 保険契約者、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
(ｱ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
(ｲ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
(ｳ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(ｴ) 保険契約者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
(ｵ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 当会社の保険契約者、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第１号から第４号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

２．当会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
(1) 第１項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による災害保険金（第１項第４号の事由にのみ該当した場合で、第１項第４号の事由に該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金。以下本号において同じ。）または障害給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により災害保険金または障害給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
(2) 第１項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとします。

３．本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人に通知します。

４．本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

５．第４項の規定にかかわらず、第１項第４号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人について第２項第１号の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

第17条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第18条（特約の返還金）

１．この特約の解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。ただし、この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありません。

２．この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金（第９条（特約の保険料の払込）第８項の規定により支払われる返還金を含みます。）をそれらの元利金の返済にあてます。

３．この特約が第19条（特約の消滅とみなす場合）第１号の規定によって消滅した場合には、第２項の規定を準用します。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。

４．第３項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合には、この特約の解約返還金または責任準備金の払戻はありません。

５．主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第19条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
(1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
(2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第20条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。
(1) 解約の効力の発生
(2) 特約の存続
(3) 第１号により解約の効力が生じるまでまたは第２号により解約の効力が生じなくなるまでに、災害保険金または障害給付金の支払事由の発生によりこの特約が消滅する場合の取扱

第21条（災害保険金額の減額）

１．保険契約者は、いつでも、災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。

2．第１項の規定によって、災害保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条（特約の更新）

1．この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の２か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。

2．第１項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第１項の更新を取り扱いません。

(1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき

(2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき

(3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき

(4) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき

3．更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。

(1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき

(2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき

(3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき

(4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき

4．保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、当会社の定める取扱にもとづき、年満期または歳満期のいずれかによって定めるものとします。

5．更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第９条（特約の保険料の払込）第４項の規定を適用します。

6．更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。

7．更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第９条第３項および第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

(1) 災害保険金または障害給付金の支払事由

(2) 主契約の保険料払込の免除事由

(3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由

8．第５項から第７項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。

(1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第７項の規定を準用します。

(2) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、第１号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

9．この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。

(1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算します。

(2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。

(3) 第２条（災害保険金および障害給付金の支払）、第３条（災害保険金の支払に関する補則）、第４条（障害給付金の支払に関する補則）および第15条（特約を解除できない場合）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

(4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。

(5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。

10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第23条（特約の契約者配当金）

1．この特約の付加日（この特約が更新された場合には、直前の更新日）から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。

2．第１項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

1．主契約の保険料払込期間を短縮した場合には、つぎの各号のとおりとします。

(1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき

この特約の保険期間の満了日が、短縮後の主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。

(2) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき

この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて短縮します。

2．主契約の保険料払込期間を延長した場合には、つぎの各号のとおりとします。

(1) 特約の保険期間を年満期で定めたとき

この特約の保険期間の満了日が、変更前の主契約の保険料払込期間の満了日と同一のときは、この特約の保険期間もあわせて延長します。

(2) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき

この特約の保険料払込期間を主契約の保険料払込期間にあわせて延長します。この場合、延長後のこの特約の保険料払込期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日と同一となるときは、保険料払込期間の延長後のこの特約の保険期間は年満期で定められたものとして取り扱います。

3．第１項第２号または第２項第２号の規定により、この特約の保険料払込期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第25条（管轄裁判所）

この特約における災害保険金、障害給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条（契約内容の登録）

1．当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

(2) 災害保険金の金額

(3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第２項において同じ。）

(4) 当会社名

2．第１項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、５年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。

3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4．各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第３項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

5．各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、５年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9．この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から５年（この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、５年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。

10．第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第27条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第28条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）

1．つぎの各号について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

(1) 保険料の自動貸付

(2) 払済保険への変更

２．第１項第１号の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について行うものとします。

第29条（５年ごと配当付定期保険または５年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を５年ごと配当付定期保険または５年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、第７条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(ｲ) この特約の第１回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

(ﾛ) 更新前にこの特約の第１回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時

(2) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第８条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。

(3) 第２号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が85歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が85歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。

(4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。

(ｲ) 第22条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ﾛ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(ﾊ) 災害保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(5) 第４号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

(6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間および保険料払込期間を短縮します。

第30条（５年ごと配当付生存給付金付定期保険または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を５年ごと配当付生存給付金付定期保険または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第29条（５年ごと配当付定期保険または５年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第１号、第２号、第４号および第５号の規定を適用します。

第31条（５年ごと配当付逓増定期保険等に付加した場合の特則）

この特約を５年ごと配当付逓増定期保険、５年ごと配当付新種逓増定期保険、５年ごと利差配当付逓増定期保険または５年ごと利差配当付新種逓増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

(2) 第29条（５年ごと配当付定期保険または５年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）第２号および第３号の規定は、本条の場合に適用します。

第32条（５年ごと配当付養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を５年ごと配当付養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第８条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

(2) 主契約の保険期間または保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が、主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を短縮することがあります。

(3) この特約の保険期間および保険料払込期間の満了日が主契約の保険期間または保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間または保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間および保険料払込期間を延長することがあります。

第33条（５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

１．５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主契約の全部について５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、つぎのとおりとします。

(ｲ) 特約の保険期間を年満期で定めたとき

特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第８条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

(ﾛ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき

(a) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満た

ないときは、この特約の保険期間は、第８条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

(b) 前(a)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。

(ｳ) 第２条（災害保険金および障害給付金の支払）の災害保険金の支払に関する規定、第41条（更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）第９号の災害保険金の支払に関する規定および第43条（契約日が平成24年10月１日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第４条（障害給付金の支払に関する補則）第１項ならびに第41条第10号および第15号中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

(2) 主契約の一部について５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、つぎのとおりとします。

(ｱ) 特約の保険期間を年満期で定めたとき

特約年金の種類が確定年金であるときは、第１号(ｱ)の規定を適用します。

(ｲ) 特約の保険期間を歳満期で定めたとき

特約年金の種類が確定年金であるときは、第１号(ｲ)(a)および(b)の規定を適用します。

(ｳ) 第２条の災害保険金の支払に関する規定、第41条第９号の災害保険金の支払に関する規定および第43条中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第４条第１項ならびに第41条第10号および第15号中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

２．５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第１被保険者」をいいます。

(2) 第１号の規定にかかわらず、第41条の規定が適用される場合には、本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第１被保険者」をいいます。

(3) 第１被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

(4) 主契約の全部について５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第１項第１号(ｳ)の規定を適用します。

(5) 主契約の一部について５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合で、５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第１項第２号(ｳ)の規定を適用します。

３．５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（Ｈ13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主契約の全部について５年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（Ｈ13）を適用したときは、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付介護割増年金移行特約または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（Ｈ13）」と読み替えて第１項第１号(ｳ)の規定を適用します。

(2) 主契約の一部について５年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（Ｈ13）を適用した場合で、５年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（Ｈ13）を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「５年ごと配当付介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（Ｈ13）」と読み替えて第１項第２号(ｳ)の規定を適用します。

４．５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（Ｈ13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（Ｈ13）中「第１被保険者」をいいます。

(2) 第１号の規定にかかわらず、第41条の規定が適用される場合には、本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（Ｈ13）中「第１被保険者」をいいます。

(3) 第１被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

(4) 主契約の全部について５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（Ｈ13）を適用したときは、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（Ｈ13）」と読み替えて第１項第１号(ｳ)の規定を適用します。

(5) 主契約の一部について５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用した場合で、５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したときは、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第１項第２号(ｳ)の規定を適用します。

５．つぎの各号の場合には、第18条（特約の返還金）第４項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

(1) 主契約の全部について、つぎのいずれかの特約条項を適用したとき

(ｱ) ５年ごと配当付年金支払移行特約条項

(ｲ) ５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項

(ｳ) ５年ごと配当付介護割増年金移行特約条項

(ｴ) ５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項

(ｵ) ５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項

(ｶ) ５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項

(ｷ) ５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）

(ｸ) ５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）

(2) 主契約の一部について、第１号(ｱ)から(ｸ)までのいずれかの特約条項を適用した場合で、これらの特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき

第34条（保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）

１．５年ごと配当付終身保険または５年ごと利差配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。

(2) 第１号の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第22条（特約の更新）第２項および第３項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第22条第１項から第３項まで、第９項および第10項の規定を適用します。

(3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。

(4) 第３号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。

(5) 第３号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

２．保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について５年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、第１項中「保険料の払込完了日」とあるのは「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第１項第１号から第５号までの規定を適用します。

３．保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用した場合には、第１項中「保険料の払込完了日」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第１項第１号から第５号までの規定を適用します。

４．第６条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(1) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

(2) 保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付年金支払移行特約もしくは５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

第35条（５年ごと配当付更新型終身移行保険または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を５年ごと配当付更新型終身移行保険または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第19条（特約の消滅とみなす場合）第１号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき（主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。）」と読み替えます。

(2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(3) 保険契約者は、第７条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(ｱ) この特約の第１回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）

(ｲ) 更新前にこの特約の第１回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時

(4) この特約の保険期間および保険料払込期間は、第８条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

(ｱ) この特約の保険期間を年満期で定めたとき

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間と同一とします。

(ｲ) この特約の保険期間を歳満期で定めたとき

この特約の保険期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとし、この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の指定年齢到達日の前日と同一とします。

(5) 第４号(ｲ)の規定により、保険期間を歳満期で定めたこの特約を主契約に付加して締結した場合には、つぎのとおりとします。

(ｱ) 主契約の指定年齢を変更した場合には、この特約の保険料払込期間もこれにあわせて変更します。

(ｲ) 前(ｱ)により、この特約の保険料払込期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

(6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。

(ｱ) 第22条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

(ｲ) 更新後のこの特約の保険期間および保険料払込期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

(ｳ) 前(ｲ)のほか、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、歳満期で定めるものとします。

(ｴ) 災害保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

(7) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。

(ｱ) この特約の保険期間および保険料払込期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。

(ｲ) この特約の保険料は、年一括払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第22条第７項の規定を準用します。

(ｳ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(ｲ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(8) 第６号または第７号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第36条（５年ごと配当付更新型終身移行保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

１．５年ごと配当付更新型終身移行保険に５年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。

(ｱ) この特約は、５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日に更新されたものとし、第35条（５年ごと配当付更新型終身移行保険または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第７号および第８号の規定を準用します。

(ｲ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第35条第７号(ｱ)の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

(2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。

(ｱ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第35条第４号の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

(ｲ) 前(ｱ)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。

(3) 第２条（災害保険金および障害給付金の支払）の災害保険金の支払に関する規定、第41条（更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）第９号の災害保険金の支払に関する規定および第43条（契約日が平成24年10月１日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第４条（障害給付金の支払に関する補則）第１項ならびに第41条第10号および第15号中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

２．５年ごと配当付更新型終身移行保険に５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付更

新型終身移行保険に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第１被保険者」をいいます。

(2) 第１号の規定にかかわらず、第41条の規定が適用される場合には、本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第１被保険者」をいいます。

(3) 第１被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

(4) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第１項第１号(ｱ)の規定を適用します。

(5) 第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第１項第３号の規定を適用します。

３．５年ごと配当付更新型終身移行保険に５年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付介護割増年金移行特約または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13)」と読み替えて第１項第１号(ｱ)の規定を適用します。

(2) 第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付介護割増年金移行特約または５年ごと利差配当付介護割増年金移行特約（H13)」と読み替えて第１項第３号の規定を適用します。

４．５年ごと配当付更新型終身移行保険に５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付更新型終身移行保険に５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）中「第１被保険者」をいいます。

(2) 第１号の規定にかかわらず、第41条の規定が適用される場合には、本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）中「第１被保険者」をいいます。

(3) 第１被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

(4) この特約の保険期間を年満期で定めた場合、第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13)」と読み替えて第１項第１号(ｱ)の規定を適用します。

(5) 第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13)」と読み替えて第１項第３号の規定を適用します。

５．第１項から第４項までの場合、第18条（特約の返還金）第４項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第37条（５年ごと配当付介護年金終身保障保険または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

この特約を５年ごと配当付介護年金終身保障保険または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第２条（災害保険金および障害給付金の支払）の災害保険金の支払に関する規定、第41条（更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）第９号の災害保険金の支払に関する規定および第43条（契約日が平成24年10月１日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求）中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

(2) 第４条（障害給付金の支払に関する補則）第１項ならびに第41条第10号および第15号中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

(3) 第18条（特約の返還金）第４項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の第１回の介護年金の支払日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、第１回の介護年金の支払日以後においては「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

(4) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第34条（保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第１項第１号から第５号までの規定を適用します。

(ｲ) 第６条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、つぎの場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

(a) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のとき

(b) 保険料払込期間が終身の５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付年金支払移行特約もしくは５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付介護年金終身

保障保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約もしくは５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合で、これらの特約の締結日以後のとき

(5) 第43条第２号(ｱ)中「主契約に付加されている特約」とあるのは「主契約」と読み替えます。

第38条（５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

１．５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約の保険期間を年満期で定めたときは、つぎのとおりとします。

特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第８条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

(2) この特約の保険期間を歳満期で定めたときは、つぎのとおりとします。

(ｱ) 特約年金の種類が確定年金で、かつ、年金支払期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳に満たないときは、この特約の保険期間は、第８条の規定にかかわらず、年金支払期間の満了日までとします。

(ｲ) 前(ｱ)により、この特約の保険期間が変更された場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。

(3) 保険料払込期間が終身の５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、第34条（保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第１項中「保険料の払込完了日」とあるのは「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「５年ごと配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項」と読み替えて第34条第１項第１号から第５号までの規定を適用します。

(4) 第２条（災害保険金および障害給付金の支払）の災害保険金の支払に関する規定、第41条（更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）第９号の災害保険金の支払に関する規定および第43条（契約日が平成24年10月１日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求）中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第４条（障害給付金の支払に関する補則）第１項ならびに第41条第10号および第15号中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日前の主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。

２．５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第１被保険者」をいいます。

(2) 第１号の規定にかかわらず、第41条の規定が適用される場合には、本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第１被保険者」をいいます。

(3) 第１被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

(4) 保険料払込期間が終身の５年ごと配当付介護年金終身保障保険に５年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第34条第１項中「保険料の払込完了日」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約の締結日」と、「保険料の払込完了特則」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第34条第１項第１号から第５号までの規定を適用します。

(5) 第１項中「５年ごと配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと配当付夫婦年金移行特約または５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて第１項第４号の規定を適用します。

３．第１項および第２項の場合、第18条（特約の返還金）第４項中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

第39条（５年ごと配当付終身医療保険または５年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

１．この特約を５年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第２条（災害保険金および障害給付金の支払）の災害保険金の支払に関する規定、第41条（更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）第９号の災害保険金の支払に関する規定および第43条（契約日が平成24年10月１日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求）中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

(2) 第４条（障害給付金の支払に関する補則）第１項ならびに第41条第10号および第15号中「高度障害保険金」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金」と読み替えます。

(3) 第18条（特約の返還金）第４項中「保険金」とあるのは「死亡給付金」と読み替えます。

(4) 第28条（この特約を付加した場合の主契約の取扱に関する特則）第１項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。

２．この特約を５年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 第４条第１項ならびに第41条第10号および第15号中「高度障害保険金」とあるのは「入院給付金」と読み替えます。
(2) 第１項第１号、第３号および第４号の規定は、本項の場合に適用します。

第40条（主契約に保険料払込免除特約（Ｈ25）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（Ｈ25）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 第18条（特約の返還金）第１項の規定は適用せず、この特約の解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
(2) この特約の保険期間を年満期で定めた場合で、つぎのいずれかの規定により、この特約の保険期間が変更されたときは、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
(ｱ) 第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）
(ｲ) 第29条（５年ごと配当付定期保険または５年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則）
(ｳ) 第32条（５年ごと配当付養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）
(ｴ) 第33条（５年ごと配当付終身保険に５年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または５年ごと利差配当付終身保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）
(ｵ) 第34条（保険料払込期間が終身の５年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）
(3) 第２号(ｱ)または(ｳ)の場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第41条（更新前の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）

（記載省略）

第42条（契約日が平成22年３月１日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が平成22年３月１日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 本特約条項中「半年一括払」とあるのは「半年払」と、「年一括払」とあるのは「年払」と読み替えます。
(2) 第９条（特約の保険料の払込）第８項の規定は適用しません。
(3) 第９条第９項および第10項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
(4) 第18条（特約の返還金）第１項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。ただし、この特約の保険期間を年満期で定めた場合には、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありません。

第43条（契約日が平成24年10月１日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求）

この特約を契約日が平成24年10月１日以前の主契約に付加した場合の障害給付金の代理請求については、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) 被保険者の身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表（表１）の第１級に該当した場合で、障害給付金の受取人が障害給付金を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、第２号に定める者が、請求に必要な書類（別表１）および特別な事情を示す書類（別表１）を提出して、障害給付金の受取人の代理人として障害給付金を請求することができます。ただし、障害給付金の受取人が法人である場合を除きます。
(ｱ) 障害給付金の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
(ｲ) その他前(ｱ)に準じる状態であると当会社が認めた場合
(2) 第１号の規定により障害給付金の受取人の代理人として障害給付金を請求することができる者はつぎの者とします。ただし、故意に障害給付金の支払事由を生じさせた者または故意に障害給付金の受取人を第１号(ｱ)または(ｲ)に定める状態に該当させた者を除きます。
(ｱ) 主契約に付加されている特約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。
(ｲ) 前(ｱ)に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。）
(3) 指定代理請求人の指定もしくは変更または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎのとおりとします。
(ｱ) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた障害給付金については、第１号および第２号の規定による請求は取り扱いません。
(ｲ) 主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた障害給付金については、変更後の主契約の死亡保険金受取人による障害給付金の受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
(4) 本条の規定により障害給付金を請求する場合、第２号(ｲ)に該当する主契約の死亡保険金受取人が２人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
(5) 本条の規定により当会社が障害給付金を障害給付金の受取人の代理人に支払ったときは、その後障害給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
(6) 本条の規定により障害給付金の請求を受けた場合、障害給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

別表１　請求書類

	項　　目	必　　要　　書　　類
1	災害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (4) 当該被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合、または当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 災害保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2	障害給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 当該被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当該被保険者が主契約の被保険者以外の場合は戸籍抄本） (5) 障害給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
3	障害給付金 の代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 障害給付金の受取人が障害給付金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (5) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (6) 代理人の住民票と印鑑証明書 (7) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し (8) 最終の保険料払込を証する書類 (9) 保険証券
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Ａの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Ａの定義をすべて満たす場合であっても、表Ｂに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表Ａ　急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表Ｂ　不慮の事故に該当しないもの

１．軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因
２．疾病の診断、治療を目的としたもの	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用（いずれも患者の行った場合を含みます。）
３．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの	つぎに掲げるもの (1) 気象条件による過度の高温（熱中症（日射病、熱射病）等の原因となったもの） (2) 高圧、低圧および気圧の変化（高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの） (3) 食料、水分の不足（飢餓、脱水症等の原因となったもの） (4) 身体の動揺（乗り物酔い等の原因となったもの）、騒音、振動
５．過度の肉体行使、運動	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
６．化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等	つぎに掲げるもの (1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用 (2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触 (3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲食物等の摂取
７．処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備　考

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Ａの定義をすべて満たす場合に、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・転落、転倒 ・火災 ・溺水 ・窒息	つぎのようなものは、表Ａの定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・公害 ・職業病の原因となったもの ・自殺および自傷行為 ・感染症 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

別表３　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分　類　項　目	基本分類コード
コレラ	Ａ00
腸チフス	Ａ01.0
パラチフスＡ	Ａ01.1
細菌性赤痢	Ａ03
腸管出血性大腸菌感染症	Ａ04.3
ペスト	Ａ20
ジフテリア	Ａ36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	Ａ80
ラッサ熱	Ａ96.2
クリミヤ・コンゴ出血熱	Ａ98.0
マールブルグウイルス病	Ａ98.3
エボラウイルス病	Ａ98.4
痘瘡	Ｂ03
重症急性呼吸器症候群［SARS］ （病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	Ｕ04

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

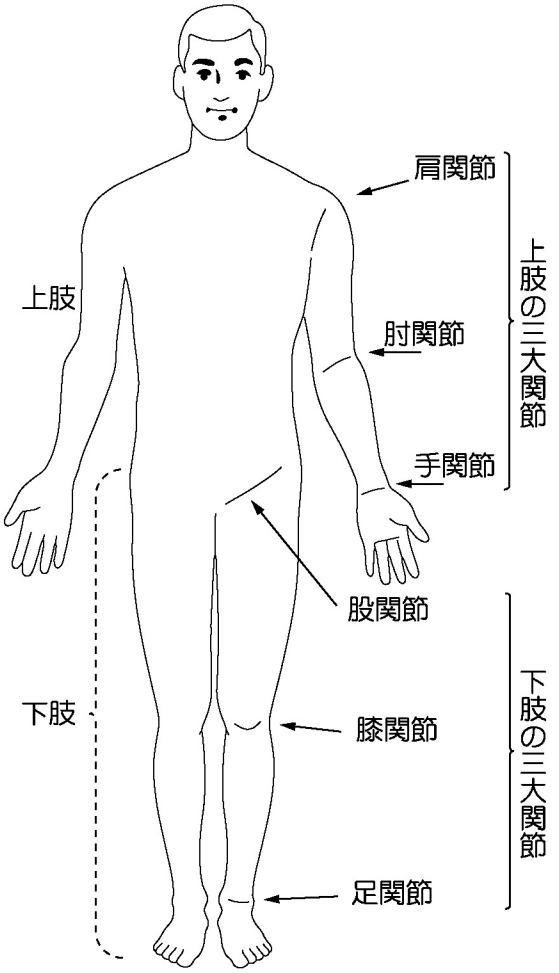

手　骨

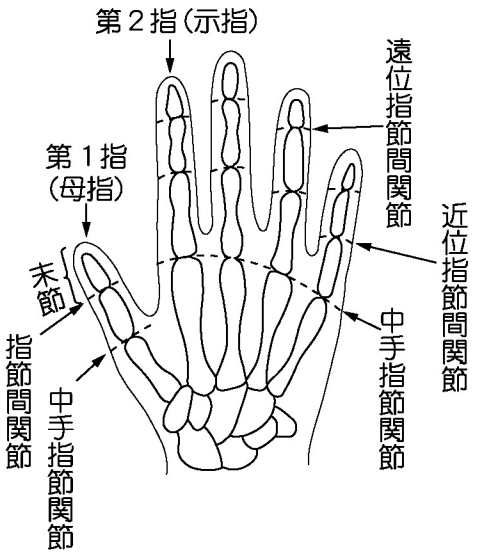
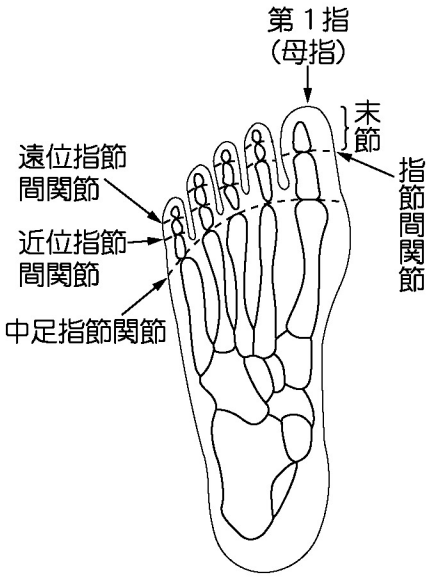
足　骨